

平川市令和4年春肥・光熱動力費高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1 肥料・原油の価格高騰により影響を受ける農業者の農家負担を軽減するため、令和4年春肥及び光熱動力費に対し支援金を交付し、農業者の営農意欲の向上と生産基盤の維持を図ることを目的とし、当該年度予算の範囲内において支給する平川市令和4年春肥・光熱動力費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 市内に住所を有する販売農家で、令和4年に農業収入があり、市税等の滞納がない者とする。

(補助対象経費)

第3 支援金の交付対象となる経費は、令和4年春肥及び光熱動力費とする。

(支援金額)

第4 支援金の交付は、作付面積に交付単価を乗じた額を交付する。ただし、百円未満は切り捨てとする。

2 交付単価は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 水稻・畑作 | 1,000円/10a当たり |
| (2) 果樹 | 1,500円/10a当たり |
| (3) 露地野菜・花き | 2,000円/10a当たり |
| (4) 施設野菜 | 5,000円/10a当たり |

(交付申請及び請求)

第5 支援金の交付申請は、第2に該当する個人農業者または法人の代表者が、平川市令和4年春肥・光熱動力費高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に以下の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 申請者名義の振込先口座の通帳
- (3) その他市長が必要と認める書類

(支援金額の確定及び交付)

第6 市長は、第5に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は支援金の額を決定し、申請者に平川市令和4年春肥・光熱動力費高騰対策支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により通知し、交付金を交付する。

(支援金の返還)

第7 市長は、偽りその他不正の手段により支援金を受けた者がいると認めるときは、支援金額確定後においても、その者から支援金を返還させることができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。